

令和7年度 上越市立板倉小学校

いじめ防止基本方針

第1章 いじめの防止等の対策の基本的な方向

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 2 いじめの定義等
- 3 学校及び保護者の責務等

第2章 いじめ防止等のための取組事項

- 1 「いじめ防止基本方針」の策定
- 2 「いじめ等対策委員会」の設置
- 3 いじめ等対策に向けた具体的な取組

第3章 重大事態への対処

- 1 学校及び教育委員会の調査
- 2 重大事態への対処の留意事項

その他 いじめの防止等に向けた日常の取組等

- 1 いじめの防止等に向けた日常の取組
- 2 統合後の取組

第1章 いじめの防止等の対策の基本的な方向

1 いじめの防止等のための対策に関する基本理念

「いじめ防止対策推進法」第3条より

いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

「上越市いじめ防止基本方針」より

いじめ防止等のための対策は、まず、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめを許さない意識の醸成や互いに尊重し合う人間関係の構築など、学校の内外を問わず、いじめを未然防止することを旨として実施する。

次に、いじめを認知した場合は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが最優先であるという認識を共有し、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携していじめ問題の克服に取り組む。いじめた児童生徒の指導については、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任を十分自覚させるとともに、当該児童生徒が抱える問題などにも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。

さらに、いじめを認識しながらそれを助長したり傍観したりする児童生徒に対しても、それが間接的にいじめに加担する行為であることを自覚させ、いじめは許されない行為であり、見逃してはいけないことを十分理解できるようにする。

2 いじめの定義等

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係^{※1}にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響^{※2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的、形式的ではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様^{※3}があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

(2) いじめ類似行為の定義

県条例第2条第2項より

いじめ類似行為^{※4}とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性^{※5}の高いものをいう。

※蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

※1...「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2...「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

※3…具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる

- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等

※4 …具体的ないじめ類似行為の例

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らされずにいたとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合等
(※1～※3は、国の基本方針による。※4は、県の基本方針による)

(3) いじめの禁止 (いじめ防止対策推進法第4条)

児童等は、いじめを行ってはならない。

(4) いじめ等差別の四層構造

- いじめる児童 (加害者)
- いじめを受ける児童 (被害者)
- いじめを見て、はやし立てたり面白がったりしていじめを助長している児童 (観衆)
- 見て見ないふりをして、暗黙的にいじめを支持している児童 (傍観者)

3 学校及び保護者の責務等

(1) 学校及び学校の教職員の責務 (いじめ防止対策推進法第8条より)

学校及び学校の教職員は基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(2) 保護者の責務 (上越市いじめ防止基本方針より)

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者として、子どもが安心して生活できる家庭環境を整える。さらに、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合は、適切に当該児童生徒等をいじめから保護する。また、その保護する児童生徒等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。
- 3 保護者は、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童生徒がいじめ等を行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他必要な教育を行うよう努めるものとする。
- 4 自分の子が関係するいじめを発見したり、いじめがあると思われたりしたときは、まず保護者自身が相談に乗るとともに、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報し、連携して早期解決を図るものとする。

(3) 児童の役割（上越市いじめ防止基本方針より）

- 1 自分を大切にし、一人一人の違いを理解し、尊重するとともに、いじめは絶対に許されない人権侵害であることを学び、自ら他人に対していじめを絶対しない。
- 2 各自の発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるように努める。
- 3 自分がいじめられた場合だけでなく、他のいじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われた場合は、決して傍観することなく、学校の教職員、保護者、その他の関係者に相談するよう努める。
- 4 学校の諸活動だけでなく、地域における活動に積極的に参加し、同世代の仲間だけでなく異年齢の児童生徒や大人と交流し、社会性を身に付ける。

第2章 いじめ防止等のための取組事項

1 「いじめ防止基本方針」の策定

(1) 「いじめ防止基本方針」の内容

- ① いじめ防止等のための取組、早期発見・即時対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめ問題全般に係る内容を定める。
- ② 年間を通じたいじめ対策組織の活動内容を具体的に定める。
- ③ いじめ防止基本方針が学校の実情に即して的確に機能しているか、指導内容のプログラム化を図り、PDCAサイクルによる評価を盛り込む。
- ④ アンケートやいじめの通報等、適切なマニュアルを定め、具体的な取組内容を盛り込むようにする。

(2) 「いじめ防止基本方針」策定上の留意事項

- ① いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、検討する段階から学校運営協議会等の参画を得て、家庭や地域と連携したいじめ防止基本方針となるよう努める。
- ② 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、いじめ防止基本方針の策定に際し、児童の意見を取り入れる等、児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- ③ アンケート、いじめの通報等、適切な対処マニュアルを定め、具体的な取組内容を盛り込む。
- ④ いじめを行った児童の具体的な対応方針を定める。
- ⑤ アンケート調査、個人面談の実施、それらの検証方法や対処法を定める。
- ⑥ 策定したいじめ防止基本方針は、児童や保護者、地域住民に学校だより、ホームページ等で示す。また、入学時、各年度の開始時に児童・保護者、関係機関に説明する。

2 「いじめ等対策委員会」の設置

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、当該学級担任等からなる「いじめ等対策委員会」を設置し、組織的に対応する。

(1) いじめ等対策委員会の役割

- ① いじめ未然防止に向け、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ② いじめの相談・通報の窓口となり、いじめの解消に向けて学校が組織的に対応するための中核となる。
- ③ 日頃から、児童の問題行動等のいじめの疑いに関する情報を収集、記録し共有する。
- ④ いじめの疑いに関する情報があつた場合は、緊急会議を開催し、事実関係の把握といじめであるか否かを判断する。
- ⑤ 学校いじめ防止基本方針が機能しているかどうか点検・見直しを行う。

(2) いじめ等対策委員会の組織運営上の留意事項

- ① いじめ等対策委員会は、いじめの疑いに関する情報が校内で的確に共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制を整える。
- ② いじめ等対策委員会が、情報の収集と記録、情報共有を行うことができるよう、教職員は些細ないじめの兆候や懸念でも児童からの訴えを、抱え込まずに全て同委員会に報告・相談する。

- ③ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- ④ 学校いじめ対策組織が、児童、保護者に認知される取組を行う。

3 いじめ等対策に向けた具体的な取組

(1) いじめの未然防止

未然防止の基本は、児童が他者への思いやりや、心の通い合うコミュニケーション能力を育むことである。さらに信頼できる周囲の友人や教職員との関係の中で、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりや集団づくりを行っていくことと考える。

そのため、年度当初に全職員で研修の場をもち、「令和5年度板倉小いじめ防止基本方針」について共通理解する。また、学校の教育活動全体を通じて未然防止に取り組む。

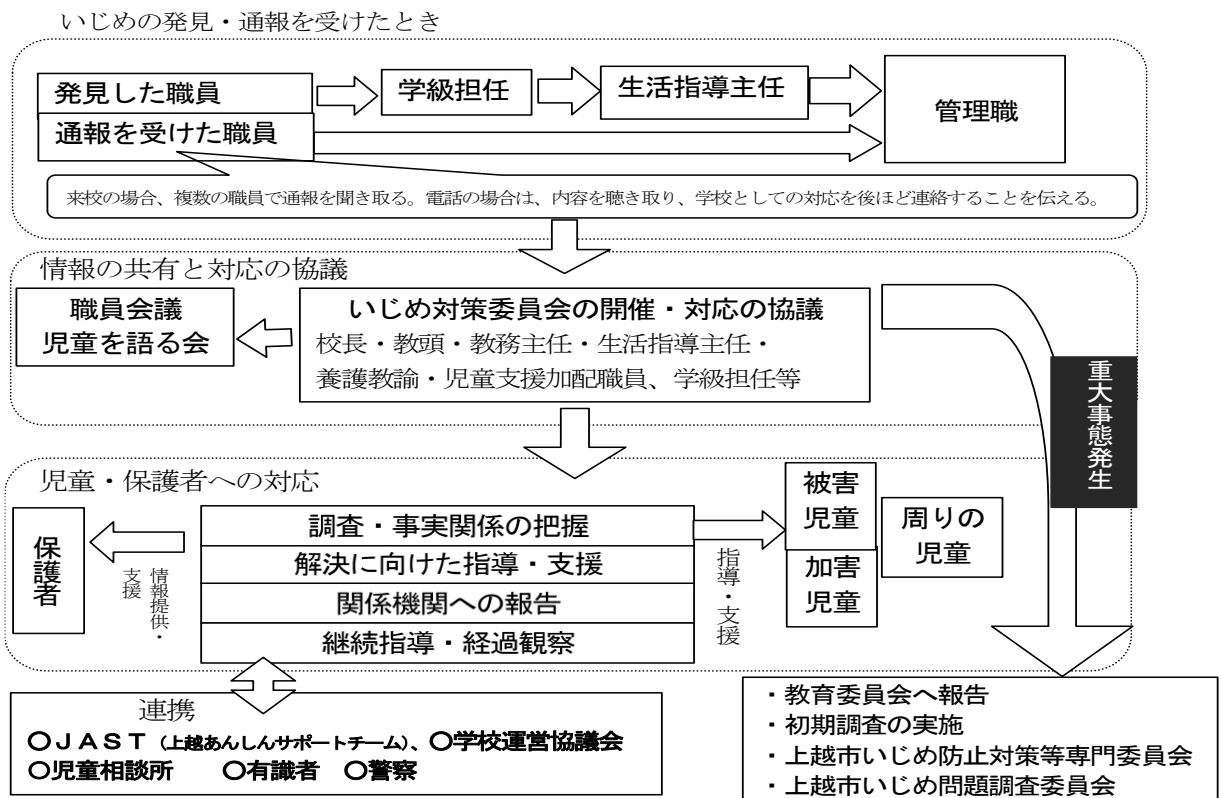
- ① いじめ未然防止のための共通理解と学校体制の確立
- ② 児童との信頼関係確立のための学級経営、学習指導の充実
- ③ 人権を尊重し、豊かな人間性を育むための道徳教育や人権教育、同和教育の充実
- ④ いじめを生まない人間関係や集団づくりの推進
- ⑤ 異学年交流や児童会活動によるより良い人間関係づくりの推進
- ⑥ いじめ見逃しゼロ強調月間の取組
- ⑦ インターネットを通じて行われるいじめの対策
- ⑧ その他のいじめへの対応

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることがある。教職員はこの認識をしっかりとち、些細な兆候であっても、いじめではないかとの視点で対応に努める。

- ① 情報の共有「児童を語る会」
- ② いじめ発見のためのチェックリスト等を活用
- ③ 「アンケート」及び教育相談の実施
- ④ 特別支援教育コーディネーターや学校訪問カウンセラー等との連携、保護者との連携

(3) いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（次ページ）



(4) いじめを認知した場合の対応

- ① 特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ等対策委員会で組織的に対応する。
- ② 学校は、市教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上、対処する。
- ③ いじめへの疑いを発見、または通報を受けた場合、特別な事情がない限り、当日中に、いじめを受けたとされる児童の保護者に、いじめの態様を説明し、見守りや支援を依頼する。いじめを行ったとされる児童についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。
- ④ 「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応もありうる。

○ 被害児童への対応について

被害児童への対応及び支援は、被害児童を守り通すという姿勢の下、保護者と連携の上で、次のような対応及び支援を講じる。

- | | |
|---|---|
| ア | 被害児童の心的な状況等を十分理解し、被害児童や情報提供した児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。 |
| イ | 被害児童にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人など）と連携しながら、被害児童に寄り添える体制を構築し、状況に応じて心理や福祉の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得ながら支援する。 |
| ウ | 被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境を整備する。 |
| エ | 被害児童と加害児童の関係修復が図られるように、教職員や保護者等で協力し、謝罪・和解の会を開く。 |
| オ | いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折に触れ状況を保護者等に伝えとともに、必要な支援を行う。 |
| カ | いじめが「解消している状態」とは、少なくとも、3か月以上心理的又は物理的な影響がやんでいる状態であること、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要があること。 |
| キ | いじめの被害が重大な場合、より長期の期間を設定すること。 |
| ク | いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守ること。 |

○ 加害児童への対応について

加害児童に対しては、人格の成長を旨として、家庭環境や障害特性などに配慮しながら、以下の対応及び支援、措置を講じる。

- | | |
|---|--|
| ア | 加害児童が、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解し、自らの行為の責任を自覚するよう指導する。 |
| イ | 関係保護者に迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。 |
| ウ | 必要に応じて心理や福祉の専門家、教員経験者、警察官など外部の専門家の協力を得て、いじめを止めさせ、再発を防止する。 |
| エ | 加害児童のプライバシーに留意し、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮の下、指導を行う。 |

○ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの場面には被害者、加害者の他に、いじめをはやしたてたり、おもしろがって見たりしている「観衆」、見て見ぬふりをしている「傍観者」がいる。いじめを「観衆」がおもしろがったり、「傍観者」が黙認したりするといじめは助長される。児童が「観衆」や「傍観者」とならず、いじめ問題と真正面から向き合い、当事者意識を高めることが重要である。

- ア 「いじめを絶対許さない」という教員の姿勢を示し、学校、学級全員の問題として取り組む雰囲気をつくり、いじめの解消に向けて主体的に取り組むよう指導する。
- イ いじめを黙認することはいじめに加担することであり、許されないことであることを指導する。
- ウ いじめによって、学級内の人間関係や雰囲気が悪くならないようにするため、いじめのあった学級には多くの教員が関わり、児童の声に耳を傾けるようにする。
- エ 被害者や加害者のプライバシーの保護からも、騒ぎ立てることや話を不用意に広めることのないよう、節度ある行動をするよう指導する。

(5) 家庭や地域、関係機関との連携

① 家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。児童の教育について第一義的責任を負うのは保護者であり、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うためには、家庭との連携強化が重要である。

- ア いじめ防止基本方針などについて、学校だよりなどで説明し、いじめ問題解決の重要性の認識を広めると共に、家庭と緊密に連携する。
- イ PTAとの共催により、いじめの理解や携帯電話・スマートフォン等によるインターネット利用などに関する説明会・研修等を企画・実施する。

② 地域との連携

児童が日頃からより多くの大人と関わることにより、社会性の育成やいじめの未然防止、早期発見につながる場合もあることから、児童に対し、地域行事等への参加・参画を促す。

- ア いじめ防止基本方針やいじめの防止等に関する取組を、学校だよりや地域における会議等で説明し、紹介することを通じて広報・啓発を図る。
- イ 地域青少年育成会議と連携し、児童が地域に関わる機会の充実を図る。

③ 関係機関との連携

いじめを防止したり早期解決を図ったりするために、JAST、すこやかなくらし包括支援センター等の行政機関や、児童相談所、警察署等と積極的に連携して対応する。

第3章 重大事態への対処

1 学校及び教育委員会の調査

以下の重大事態が発生した場合、学校は、初期調査を行う。加えて、専門委員会において、事実関係を明確にするための調査を実施する。ただし、下の(1)①ウに該当する場合は、専門委員会の調査に先立って、教育委員会が学校と連携して調査する。

(1) 重大事態

① 重大事態の意味

- ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合、自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など、児童の状況に着目して判断する。
- イ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、日数のみで判断せず、事案や被害児童の状況を十分考慮して判断する。
- ウ その他の場合
児童や保護者が、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあった場合は、教育委員会が学校と連携して調査し、調査結果を保護者に報告する。

② 重大事態の報告

- ア 重大事態が発生した場合、学校は、情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに教育委員会に報告する。
- イ 教育委員会は、学校から報告を受けた後、事実関係を整理して市長に報告する。

(2) 学校による調査

重大事態が発生した場合には直ちに初期調査を実施し、その結果を教育委員会に報告する。初期調査は、次の事項に留意して行う。

- ア 重大事態が発生した場合、学校は、情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに教育委員会に報告する。
- イ 教育委員会は、学校から報告を受けた後、事実関係を整理して市長に報告する。

(3) 上越市いじめ防止等対策専門委員会による調査

- ① 教育委員会は、学校における重大事態の初期調査結果を専門委員会に速やかに伝える。
- ② 学校は、専門委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ③ 初期調査を実施する学校や、専門委員会から報告を受けた教育委員会は、以下に留意し、調査結果をいじめを受けた児童やその保護者に対して伝える。

- ア 調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。
- イ 他の児童のプライバシーの保護など、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがないよう留意する。

2 重大事態への対処の留意事項

- (1) 児童や保護者等に不安や動揺が広がったり、風評等が流れたりしないよう、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、正確な事実に基づいた情報発信や個人のプライバシーに配慮する。
- (2) 児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、遺族の心情に十分配慮しながら、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講じることを目指し、調査を行う。

その他 いじめの防止等に向けた日常の取組等

1 いじめの防止等に向けた日常の取組

(1) 豊かな心を育む教育の推進

命を大切にする心や他人を思いやる心等、児童の豊かな人間性の育成を図るとともに、互いの大切さを認め合う態度や行動力を育てる人権教育、同和教育を、全教育課程を通じて行う。

(2) 社会性を育む生徒指導の推進

好ましい人間関係をつくる能力や他者と協力しながら問題解決を図る意欲・態度などの社会性が育まれるよう、関わり合って学ぶ授業づくり、児童が主体となって取り組む「みんなにこにこスマイル集会」、異学年・異年齢集団による活動等を実施する。

(3) 教員の指導力向上のための取組

学級活動や学年活動、児童会活動による児童の自主的な特別活動の推進に向けて、校内研修を充実させる。また児童の悩みを察知し解消に向けて適切に対応するとともに心のケアについても対応できるよう、カウンセリング等の研修の充実を図る。

(4) いじめの早期発見、早期解決のための取組

教育相談・各種学校生活アンケート等、児童の悩みや変化を素早く察知するシステムを構築する。いじめの早期発見及び児童の心の安定を図るために学校訪問カウンセラーの派遣や子どもほっとラインなどの相談窓口などの周知を図る。

(5) 保護者、地域との連携に向けた取組

学校運営協議会でいじめ対策について協議し、必要に応じて地域青少年育成会議等の関係機関と連携し、いじめの未然防止や早期解決に努める。

(6) 学校間連携の充実に向けた取組

板倉中学校区、学校間において、いじめなど生徒指導上の問題についての情報を整理し、連携の充実を図る。

(7) 「インターネットを通じて行われるいじめ」の防止等に向けた取組の推進

児童の発達段階に応じて教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して行う情報モラル教育の充実及びトラブルが発生した場合の対処を迅速、確実に行うための研修会を実施する。児童及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、インターネットの不適切な使用による危険性などについて啓発する。また、インターネット上で、児童のいじめにつながる恐れのある書き込みが認められた場合は、関係諸機関等の協力を得て、解決に向けての取組を推進する。

(8) 解決が困難ないじめ問題に対する取組

いじめを受けた児童を含む全ての児童が安心して教育を受けられるよう、ケース会議で支援策を検討し、関係機関にカウンセラーの派遣を要請したり加害児童を適応相談室で学習させたりするなどの必要な措置が講じられるようにする。

2 統合後の取組

※令和3年度の3校統合「板倉小学校」開校から4年が経過し、児童は新しい人間関係、生活環境での学校生活にも慣れつつある。今年度も引き続き、学校・家庭生活における児童の不安感や戸惑いなどに寄り添いながら、指導・支援を行う。